別記様式第６号－１（保育事業契約書）

※書面契約

県営（有）林事業委託契約書

収入
印紙

委　託　番　号	令和８年度　第４号
委　託　名　称	県営林委託事業（山中県営林）
県営(有)林名	山中県営林
事　業　場　所	甲賀市土山町山中地先

１　事業内容
　別冊の設計図書・図面および仕様書による。
２　事業委託料　　円
　うち取引に係る消費税および地方消費税の額　　円
　　消費税率 10％
３　履行期間
　令和８年　　月　　日　から
　令和９年２月 26 日　まで
４　契約保証金　　免　除

上記の委託事業について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の各条項によって委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書２通を作成し、発注者および受注者が記名押印の上、各自１通を保有する。

令和８年　　月　　日

発注者（契約担当者）滋賀県一般会計発行事業者番号 T7000020250007
住　所　大津市京町四丁目１番１号
氏　名　滋賀県知事　三日月　大造

受注者（受　託　者）
住　所
氏　名

※電子契約

別記様式第６号－１（保育事業契約書）

県営（有）林事業委託契約書

委　託　番　号	令和８年度　第４号
委　託　名　称	県営林委託事業（山中県営林）
県営(有)林名	山中県営林
事　業　場　所	甲賀市土山町山中地先

１　事業内容
　別冊の設計図書・図面および仕様書による。
２　事業委託料　　円
　うち取引に係る消費税および地方消費税の額　　円
　　消費税率 10％
３　履行期間
　令和８年　　月　　日　から
　令和９年２月 26 日　まで
４　契約保証金　　免　除

上記の委託事業について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の各条項によって委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約が履行期間の始期までに締結されない場合において、発注者および受注者双方の協議により、当該始期から契約締結時までに行われた行為は、この契約に基づくものとして取り扱う。
本契約の証として本書の電磁的記録を作成し、発注者および受注者が電子署名を施した上、それぞれその電磁的記録を保有する。

発注者（契約担当者）滋賀県一般会計発行事業者番号 T7000020250007
住　所　大津市京町四丁目１番１号
氏　名　滋賀県知事　三日月　大造

受注者（受　託　者）
住　所
氏　名

（総　則）

第１条　発注者および受注者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書および現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款および設計図書を内容とする事業の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

２　受注者は、契約書記載の事業を契約書記載の委託期間内に完了し、委託目的物を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その事業委託料を支払うものとする。

３　仮設、実施方法その他委託事業を完了するために必要な一切の手段（以下「実施方法等」という。）については、この約款および設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。

４　受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

５　この約款に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾および解除は、書面により行わなければならない。

６　この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。

７　この約款に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本国通貨とする。

８　この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成４年法律第51号）に定めるところによるものとする。

９　この約款および設計図書における期間の定めについては、民法(明治29年法律第89号)および商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。

10　この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

11　この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

（関連事業等の調整）

第２条　発注者は、受注者の実施する事業および発注者の発注に係る第三者の実施する他の事業等が事業実施上密接に関連する場合において、必要があるときは、その実施につき、調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、当該第三者の行う事業等の円滑な実施に協力しなければならない。

２　発注者は、受注者の実施する事業および設計図書に示した他の機関の発注に係る他の事業等が事業実施上密接に関連する場合において、必要があるときは、その実施につき、当該他の機関と調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、当該他の機関の発注に係る事業等の円滑な実施に協力しなければならない。

（事業計画書および委託事業料内訳書）

第３条　発注者が必要があると認めるときは、受注者は、この契約締結後14日以内に設計図書に基づいて、事業計画書を作成し、発注者に提出しなければならない。

２　発注者が必要があると認めるときは、受注者は委託事業料内訳書を提出しなければならない。

３　内訳書および事業計画書は、発注者および受注者を拘束するものではない。

（権利義務の譲渡等）

第４条　受注者は、この契約により生ずる権利または義務を第三者に譲渡し、または継承させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。

２　受注者は、委託目的物 、事業材料（工場製品を含む。以下同じ。）のうち第 13 条第２項の規定による検査に合格したものおよび第 37 の２条第３項に規定する部分払のための確認を受けたものならびに事業仮設物を第三者に譲渡もしくは貸与し、または抵当権その他の担保に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合はその限りでない。

３　受注者が前払金の使用や部分払等によってもなおこの契約の目的物に係る事業の実施に必要な資金が不足することを疎明したときは、発注者は、特段の理由がある場合を除き、受注者の事業委託料債権の譲渡について、第１項ただし書の承諾をしなければならない。

４　受注者は、前項の規定により、第１項ただし書の承諾を得た場合は、事業委託料債権の譲渡に

より得た資金をこの契約の目的に係る事業の実施以外に使用してはならず、またその使途を疎明する書類を発注者に提出しなければならない。

（一括委任または一括下請負の禁止）
第５条　受注者は、事業の全部または大部分を第三者に再委託させてはならない。

（下請負人の報告）
第６条　発注者は、受注者に対して、下請負人の商号または名称その他必要な事項の報告を請求することができる。
２　受注者は、前項の規定により報告した事項を変更しようとするときは、速やかにその旨を報告しなければならない。

（特許権等の使用）
第７条　受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている事業材料、実施方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその事業材料、実施方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

（監督職員）
第８条　発注者は、監督職員を置いたときは、その職氏名を受注者に通知しなければならない。監督職員を変更したときも同様とする。
２　監督職員は、この契約書の他の条項に定めるものおよびこの契約書に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督職員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。
（１）契約の履行についての受注者または受注者の現場代理人に対する指示、承諾または協議
（２）設計図書に基づく事業の実施のための詳細図等の作成および交付または受注者が作成した詳細図等の承諾
（３）設計図書に基づく工程の管理、立会い、委託事業の実施状況の検査または事業材料の試験もしくは検査（確認を含む。）
３　前項の規定に基づく監督職員の指示または承諾は、原則として、書面により行わなければならない。
４　発注者が監督職員を置いたときは、この契約に定める催告、請求、報告、申出、承諾および解除については、設計図書に定めるものを除き、監督職員を経由して行うものとする。この場合において、監督職員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

（着手届）
第９条　受注者は、契約を履行するにあたって委託事業に着手したときは、直ちに発注者に書面による県営(有)林事業着手届を提出しなければならない。

（現場代理人届）
第１０条　受注者は、契約履行にあたっては現場代理人を設置するものとし、現場代理人を定めた場合は、ただちに県営（有）林事業現場代理人届を発注者へ提出しなければならない、現場代理人を変更した場合は変更届を提出しなければならない。－
２　現場代理人は、この契約の履行に関し、事業地において、その運営、取締りを行うほか、事業委託料の変更、履行期間の変更、事業委託料の請求および受領、第12条第１項の請求の受理、同条第２項の決定および報告、同条第３項の請求、同条第４項の通知の受理ならびにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。
３　受注者は、第２項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち、現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に報告しなければな

らない。

（履行報告）
第１１条　受注者は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について発注者に報告しなければならない。

（事業関係者に関する措置請求）
第１２条　発注者または監督職員は、現場代理人がその職務の執行につき著しく不適当と認められるとき、またはその他受注者が事業を実施するために使用している下請負人、労働者等で事業の実施もしくは管理につき著しく不適当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
２　受注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に発注者に報告しなければならない。
３　受注者は、監督職員がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
４　発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

（事業材料の品質および検査等）
第１３条　事業材料の品質については、設計図書に定めるところによる。ただし、設計図書にその品質が明示されていない場合にあっては、中等の品質を有するものとする。
２　受注者は、設計図書において監督職員の検査（確認を含む。以下この条において同じ。）を受けて使用すべきものと指定された事業材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、当該検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。
３　監督職員は、受注者から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から７日以内に応じなければならない。
４　受注者は、事業地内に搬入した事業材料を監督職員の承諾を受けないで事業地外に搬出してはならない。
５　受注者は、前項の規定にかかわらず、第２項の検査の結果不合格と決定された事業材料については、当該決定を受けた日から７日以内に事業地外に搬出しなければならない。

（監督職員の立会いおよび事業記録の整備等）
第１４条　受注者は、設計図書において監督職員の立会いの上調合し、または調合について見本検査を受けるものと指定された事業材料については、当該立会いを受けて調合し、または当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。
２　受注者は、設計図書において監督職員の立会いの上実施するものと指定された事業については、当該立会いを受けて実施しなければならない。
３　受注者は、前２項に規定するほか、発注者が特に必要があると認めて設計図書において見本または事業写真等の記録を整備すべきものと指定した事業材料の調合または事業の実施をするときは、設計図書に定めるところにより、当該見本または事業写真等の記録を整備し、監督職員の請求があったときは、当該請求を受けた日から７日以内に提出しなければならない。
４　監督職員は、受注者から第１項または第２項の立会いまたは見本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から７日以内に応じなければならない。
５　前項の場合において、監督職員が正当な理由なく受注者の請求に７日以内に応じないため、その後の工程に支障をきたすときは、受注者は、監督職員に報告した上、当該立会いまたは見本検査を受けることなく、事業材料を調合して使用し、または事業を実施することができる。この場合において、受注者は、当該事業材料の調合または当該事業の実施を適切に行ったことを証する見本または事業写真等の記録を整備し、監督職員の請求があったときは、当該請求を受けた日から７日以内に提出しなければならない。
６　第１項、第３項または前項の場合において、見本検査または見本もしくは事業写真等の記

録の整備に直接要する費用は、受注者の負担とする。

（事業用地の確保等）

第１５条　発注者は、事業用地その他設計図書において定められた事業の実施上必要な用地（以下「事業用地等」という。）を受注者が事業の実施上必要とする日（設計図書に特別の定めがあるときは、その定められた日）までに確保しなければならない。

２　受注者は、確保された事業用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

３　事業の完成、設計図書の変更等によって事業用地等が不用となった場合において、当該事業用地等に受注者が所有または管理する事業材料、機械器具、仮設物その他の物件（下請負人が所有し、または管理するこれらの物件を含む。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、当該事業用地等を修復し、取り片付けて発注者に明け渡さなければならない。

４　前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、または事業用地等の修復もしくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、または事業用地等の修復もしくは取片付けを行うことができる。この場合において、受注者は、発注者の処分または修復もしくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分または修復もしくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

５　第３項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定める。

（設計図書不適合の場合の手直し義務および破壊検査等）

第１６条　受注者は、事業の実施部分が設計図書に適合しない場合において、監督職員がその手直しを請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督職員の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは履行期間もしくは事業委託料を変更し、または受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

２　監督職員は、受注者が第13条第２項または第14条第１項から第３項までの規定に違反した場合において、必要があると認められるときは、事業の実施部分を破壊して検査することができる。

３　前項に規定するほか、監督職員は、事業の実施部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を受注者に通知して、事業の実施部分を最小限度破壊して検査することができる。

４　前２項の場合において、検査および復旧に要する費用は受注者の負担とする。

（条件変更等）

第１７条　受注者は、事業の実施に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督職員に報告し、その確認を請求しなければならない。

（１）図面、仕様書、現場説明書および現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。

（２）設計図書に誤びゅうまたは脱ろうがあること。

（３）設計図書の表示が明確でないこと。

（４）事業現場の形状、地質、ゆう水、立木等の状態、実施上の制約等設計図書に示された自然的または人為的な実施条件と実際の事業現場が一致しないこと。

（５）設計図書で明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

２　監督職員は、前項の規定による確認を請求されたときまたは自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合は、受注者の立会いを得ずに行うことができる。

３　発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後１４日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知することができないやむを得ない理由があるときは、あらかじ

め、受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
4　前項の調査の結果第１項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、設計図書の訂正または変更を行わなければならない。
（1）第１項第１号から第３号までのいずれかに該当し、設計図書を訂正する必要があるものは発注者が行う。
（2）第１項第４号に該当し、設計図書を変更する場合で委託目的物の変更を伴うものは発注者が行う。
（3）第１項第４号に該当し、設計図書を変更する場合で委託目的物の変更を伴わないものは発注者と受注者が協議して発注者が行う。
5　前項の規定により、設計図書の訂正または変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは履行期間もしくは事業委託料を変更し、受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（設計図書の変更）
第１８条　発注者は、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは履行期間もしくは事業委託料を変更し、受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（事業の中止）
第１９条　事業用地等の確保ができない等のためまたは暴風、豪雨、洪水、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的もしくは人為的な事象（以下「天災等」という。）であって受注者の責めに帰すことができないものにより委託目的物等に損害を生じ、もしくは事業地の状態が変動したため、受注者が事業を実施できないと認められるときは、発注者は、事業の中止内容を直ちに受注者に通知して、事業の全部または一部の実施を一時中止させなければならない。
2　発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、事業の中止内容を受注者に通知して、事業の全部または一部の実施を一時中止させることができる。
3　発注者は、前２項の規定により事業の実施を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは履行期間もしくは事業委託料を変更し、または受注者が事業の続行に備え事業地を維持し、もしくは労働者、機械器具等を保持するための費用その他の事業の実施の一時中止に伴う増加費用を必要とし、もしくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（著しく短い履行期間の禁止）
第１９条の２　発注者は、履行期間の延長または短縮を行うときは、この事業に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により事業の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

（受注者の請求による履行期間の延長）
第２０条　受注者は、天候の不良、第２条の規定に基づく関連事業等の調整への協力その他受注者の責めに帰すことができない事由により履行期間内に事業を完了することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に履行期間の延長変更を請求することができる。
2　発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、履行期間を延長しなければならない。この場合において、発注者は、その履行期間の延長が発注者の責めに帰すべき事由によるときは、事業委託料について必要と認められる変更を行い、または受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（発注者の請求による履行期間の短縮等）
第２１条　発注者は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、履行期間の短縮変更を受注者に請求することができる。
2　発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは事業委託料を変更し、または受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（履行期間の変更方法）
第２２条　履行期間の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に示すものとする。
２　前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いた上、履行期間の変更事由が生じた日（第21条の場合にあっては発注者が履行期間変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては受注者が履行期間変更の請求を受けた日）から14日以内に設定し、受注者に示すものとする。
３　発注者は、第１項の協議に当たっては、受注者からの意見の趣旨をできる限り勘案し十分な協議を行うように留意するとともに、受注者との間で協議が整わなかったことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。

（事業委託料の変更方法等）
第２３条　事業委託料の変更については、発注者と受注者が協議して定める。ただし、協議開始の日から１４日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に示すものとする。
２　前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いた上、事業委託料の変更事由が生じた日から１４日以内に設定し、受注者に示すものとする。
３　発注者は、第１項の協議に当たっては、受注者からの意見の趣旨をできる限り勘案し十分な協議を行うように留意するとともに、受注者との間で協議が整わなかったことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。
４　この契約条項の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合または損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者が協議して定める。

（賃金または物価の変動に基づく事業委託料の変更）
第２４条　発注者または受注者は、履行期間内で委託契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準または物価水準の変動により事業委託料が不適当となったと認めたときは、相手方に対して事業委託料の変更を請求することができる。
２　発注者または受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残事業代金額（事業委託料から当該請求時の出来形部分に相応する事業委託料を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後残事業代金額（変動後の賃金または物価を基礎として算出した変動前残事業代金額に相応する額をいう。以下この条において同じ。）との差額のうち変動前残事業代金額の1,000分の15を超える額につき、事業委託料の変更に応じなければならない。
３　変動前残事業代金額および変動後残事業代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に示すものとする。
４　第１項の規定による請求は、この条の規定により事業委託料の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、同項中「委託契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく事業委託料変更の基準とした日」とするものとする。
５　特別な要因により、履行期間内に主要な事業材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、事業委託料が不適当となったときは、発注者または受注者は、前各項の規定によるほか、事業委託料の変更を請求することができる。
６　予期することのできない特別の事情により、履行期間内に日本国内において急激なインフレーションまたはデフレーションを生じ、事業委託料が著しく不適当となったときは、発注者または受注者は、前各項の規定にかかわらず、事業委託料の変更を請求することができる。
７　前２項の場合において、事業委託料の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に示すものとする。
８　第３項および前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いた上、第１項、第５項または第６項の請求を行った日または受けた日から14日以内に設定し、受注者に示すものとする。
９　発注者は、第３項または第７項の協議に当たっては、受注者からの意見の趣旨をできる限り勘案

し十分な協議を行うように留意するとともに、受注者との間で協議が整わなかったことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。

（臨機の措置）

第２５条　受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ監督職員の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

２　前項の場合において、受注者は、そのとった措置の内容を監督職員に直ちに報告しなければならない。

３　監督職員は、災害防止その他業務を行う上で特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

４　受注者が第１項または前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が事業委託料の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者が負担する。

（一般的損害）

第２６条　委託目的物の引渡し前に、事業の実施に伴い生じた立木、林地等の損害その他事業の実施に関して生じた損害（次条 第１項もしくは第 28 条第１項に規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害（第 47 条第１項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

（第三者に及ぼした損害）

第２７条　事業の実施について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害（第 47 条第１項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において同じ。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものに ついては、発注者が負担する。

２　前項の規定にかかわらず、事業の実施に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち事業の実施につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。

３　前２項の場合その他事業の実施について第三者との間に紛争が生じた場合においては、発注者と受注者が協力してその処理解決に当たるものとする。

（不可抗力による損害）

第２８条　委託目的物の引渡し前に、天災等（設計図書で基準を定めたものにあっては、当該基準を超えるものに限る。）で発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことができないもの（以下この条において「不可抗力」という。）により、委託目的物、仮設物または事業地に搬入済みの事業材料もしくは機械器具（第４項において「委託目的物等」という。）に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に報告しなければならない。

２　発注者は、前項の規定による報告を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害（受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくものおよび第47条第１項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において「損害」という。）の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。

３　受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。

４　発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があったときは、当該損害の額（委託目的物等であって第13条第２項、第14条第１項もしくは第２項または第37条の２第４項に規定する検査、立会いその他受注者の事業に関する記録等により確認することができるものに係る損害の額に限る。）および当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（以下

この項および第６項において「損害合計額」という。）のうち事業委託料の100分の１を超える額を負担しなければならない。ただし、災害応急対策または災害復旧に関する事業における損害については、発注者が損害合計額を負担するものとする。

５　損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。

（１）委託目的物に関する損害

損害を受けた委託目的物に相応する事業委託料とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

（２）事業材料に関する損害

損害を受けた事業材料で通常妥当と認められるものに相応する事業委託料とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

（３）仮設物または機械器具に関する損害

損害を受けた仮設物または機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該事業で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における委託目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

６　数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第２次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第４項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「事業委託料の100分の１を超える額」とあるのは「事業委託料の100分の１を超える額から既に負担した額を差し引いた額」と、「損害合計額を」とあるのは「損害合計額から既に負担した額を差し引いた額を」として同項を適用する。

（事業委託料の変更に代える設計図書の変更）

第２９条　発注者は、第７条、第16条から第19条まで、第20条、第21条、第24条から第26条まで、前条または第33条の規定により事業委託料を増額すべき場合または費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、事業委託料の増額または負担額の全部または一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に示すものとする。

２　前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いた上、事業委託料を増額すべき事由または費用を負担すべき事由が生じた日から14日以内に設定し、受注者に示すものとする。

（完了届）

第３０条　受注者は、委託事業が完了したときは県営(有)林事業完了届を発注者に提出しなければならない。

（検査および引渡し）

第３１条　発注者は、県営(有)林事業完了届を受理したときは、その日から１４日以内に受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、事業の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、委託目的物を最小限度破壊して検査することができる。

２　前項の場合において、検査または復旧に要する費用は、受注者の負担とする。

３　発注者は、第１項の検査によって事業の完了を確認した後、受注者が委託目的物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該委託目的物の引渡しを受けなければならない。

４　発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該委託目的物の引渡しを事業委託料の支払いの完了と同時に行うことを請求することができる。この場合において、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。

５　受注者は、事業が第１項の検査に合格しないときは、直ちに手直し作業を完了し、発注者に手直し完了届を提出し再検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を事業の完了とみなして前各項の規定を適用する。

（事業委託料の支払）

第３２条　受注者は、前条第１項(同条第５項後段の規定によりみなして適用される場合を含む。第３項において同じ。)の検査に合格したときは、事業委託料の支払いを請求することができる。

２　発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から４０日以内に事業委託料を支払わなければならない。

３　発注者がその責めに帰すべき事由により前条第１項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下この項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

（部分使用）

第３３条　発注者は、第31条第３項または第４項の規定による引渡し前においても、委託目的物の全部または一部を受注者の承諾を得て使用することができる。

２　前項の場合において、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

３　発注者は、第１項の規定により委託目的物の全部または一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

（前金払および中間前金払）

第３４条　この契約による請負代金額の前金払および中間前金払については、第34条の３に定めるところによるものとし、第34条の２の規定は適用しない。

第３４条の２　受注者は、委託料が２００万円以上の事業にあっては、公共事業の前払金保証事業に関する法律第２条第４項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）と保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、事業委託料の４０％に相当する額以内の額を前払金として発注者に請求することができる。

２　発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から３０日以内に前払金を支払わなければならない。

３　受注者は、委託料が２００万円以上の事業であり、次の各号の全ての要件を満たす場合、第１項の規定による前払金の支払いを受けた後、保証事業会社と中間前払金に関する保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、事業委託料の20パーセントに相当する額以内の額を中間前払金として発注者に請求することができる。ただし、第37条の２の規定の適用を受けようとする場合（発注者が特に認める場合を除く。）はこの限りでない。

（１）履行期間の２分の１を経過していること。

（２）事業計画書に示す作業計画工程によって工期の２分の１を超過するまでに実施すべきものとされている当該事業に係る作業が行われていること。

（３）既に行われた当該事業に係る作業に要する経費が、事業委託料の２分の１以上の額に相当するものであること。

４　受注者は、前項の中間前払金を請求しようとするときは、あらかじめ、発注者の認定を受けなければならない。この場合において、発注者は、受注者から認定の請求があったときは、速やかに当該請求の内容について審査を行い、その結果を受注者に通知しなければならない。

５　第１項の前払金および第３項の中間前払金の合計額は、事業委託料の60パーセントを超えてはならない。

６　債務負担行為に基づき、各会計年度において前払金および中間前払金を支払う場合における第１項および第３項の規定の適用については、これらの規定中「事業委託料額」とあるのは、

「事業委託料の支払年度区分額」と読み替えるものとする。

7　設計図書の変更その他の事由により事業委託料の10分の３以上を増額した場合において、受注者は、その増額後の事業委託料の前払金支払可能限度額（第３項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは、前払金支払可能限度額と中間前払金支払可能限度額の合計額。次項において同じ。）から受領済みの前払金額（中間前払金の支払いを受けているときは、中間前払金額を含む。次項において同じ。）を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金（中間前払金の支払いを受けているときは、中間前払金を含む。以下この条、第35条および第36条において同じ。）の支払いを請求することができる。

8　設計図書の変更その他の事由により当初の事業委託料の10分の３以上を減額した場合において、受注者は、受領済みの前払金額から減額後の事業委託料の前払金支払可能限度額を差し引いた額（以下「超過額」という。）を減額のあった日から30日以内に返還しなければならない。

9　前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況等からみて著しく不適当であると認められるときは、発注者と受注者とが協議して返還すべき超過額を定める。ただし、事業委託料が減額された日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に示すものとする。

10　発注者は、受注者が第８項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第８条第１項の規定により財務大臣が決定した率の割合で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

11　第２項の規定は、第３項または第７項の規定による請求があった場合について準用する。

第３４条の３　受注者は、発注者に対して、前金払および中間前金払を請求することができない。

（保証契約の変更）

第３５条　第34条の２の規定の適用がある場合において、受注者は、同条第７項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。

２　受注者は、前項に定めるもののほか、第34条の２第８項の規定により事業委託料が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。

（前払金の使用等）

第３６条　第34条の２の規定の適用がある場合において、受注者は、前払金をこの事業の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この事業において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料および保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。ただし、前払金の100分の25を超える額および中間前払金を除き、この事業の現場管理費および一般管理費等のうちこの事業の施工に要する費用に係る支払いに充当することができる。

（部分払）

第３７条　この契約による請負代金額の部分払については、第３７条の３に定めるところによるものとし、第３７条の２の規定は適用しない。

第３７条の２　受注者は、委託料が２００万円以上の事業について、事業の完了前に出来形部分ならびに事業地に搬入済みの事業材料（第13条第２項の規定により監督職員の検査を要するものにあっては当該検査に合格したもの、監督職員の検査を要しないものにあっては設計図書で部分払の対象とすることを指定したものに限る。）に相応する事業委託料相当額が事業委託料の１０分の４以上となる場合は、当該事業委託料相当額の１０分の９以内の額について次項から第９項までに定めるところにより発注者の１会計年度につき３回に限り、部分払を請求することができる。

2　債務負担行為に基づき、各会計年度において部分払を行う場合における前項の規定の適用については、前項中「事業委託料相当額」とあるのは「当該年度の事業委託料相当額」と、「事業委託料」とあるのは「事業委託料の支払年度区分額」と読み替えるものとする。
3　受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る出来形部分または事業地に搬入済みの事業材料の確認を発注者に請求しなければならない。
4　発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から１４日以内に、受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、前項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。
5　前項の場合において、検査または復旧に要する費用は、受注者の負担とする。
6　受注者は、第４項の規定による確認があったときは、部分払を請求することができる。この場合においては、発注者は、当該請求を受けた日から３０日以内に部分払金を支払わなければならない。
7　部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において第１項の事業委託料相当額は、発注者と受注者が協議して定める。ただし、発注者が前項の請求を受けた日から１４日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に示すものとする。

$$\text{部分払金の額} \leqq (\text{第１項の事業委託料相当額}) \times \frac{9}{10} - \left(\text{前払金額および中間前払金} \times \frac{\text{第１項の事業委託料相当額}}{\text{事業委託料}}\right)$$

8　受注者は、第６項の規定により部分払金の支払いがあった後、再度部分払の請求をする場合においては、第１項および前項中「事業委託料相当額」とあるのは「事業委託料相当額から既に部分払の対象となった事業委託料相当額を控除した額」とするものとする。
9　第６項の支払期間内に受注者が第34条の２第８項に規定する超過額を返還しようとするときは、発注者は、前項に規定する部分払金の額の中からその超過額を控除することができる。

第３７条の３　受注者は、発注者に対して、部分払を請求することができない。

（部分引渡し）
第３８条　委託目的物について、発注者が設計図書において事業の完了に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の事業が完了したときについては、第31条中「事業」とあるのは「指定部分に係る事業」と、「委託目的物」とあるのは「指定部分に係る委託目的物」と、同条第４項および第32条中「事業委託料」とあるのは「部分引渡しに係る事業委託料」と読み替えて、これらの規定を準用する。
2　前項の規定により準用される第32条第１項の規定により請求することができる部分引渡しに係る事業委託料の額は、次の式により算定する。この場合において、指定部分に相応する事業委託料の額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が、前項の規定により準用される第32条第１項の請求を受けた日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に示すものとする。

$$\text{部分引渡しに係る事業委託料の額} = \text{指定部分に相応する事業委託料} - \text{前払金額および中間前払金額} \times \frac{\text{指定部分に相応する事業委託料}}{\text{事業委託料}}$$

3　第１項の規定により準用される第32条第２項の支払期間内に受注者が第34条の２第８項に規定する超過額を返還しようとするときは、発注者は、前項に規定する部分引渡しに係る事業委託料の額の中からその超過額を控除することができる。

（第三者による代理受領）
第３９条　受注者は、発注者の承諾を得て事業委託料の全部または一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。
2　発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第32条（前条において準用する場合を含む。）の規定に基づく支払いまたは第37条の２の規定の適用に基づく支払いをしなければならない。

（前払金等の不払いに対する事業中止）
第４０条　受注者は、発注者が第34条の２もしくは第37条の２の規定の適用による支払いまたは第38条において準用する第32条の規定に基づく支払いを遅延し、相当の期間を定めてその支払いを請求したにもかかわらず支払いをしないときは、事業の全部または一部の実施を一時中止することができる。この場合において、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に報告しなければならない。
２　発注者は、前項の規定により受注者が事業の実施を中止した場合において、必要があると認められるときは履行期間もしくは事業委託料を変更し、または受注者が事業の続行に備え事業地を維持し、もしくは労働者、機械器具等を保持するための費用その他の事業の実施の一時中止に伴う増加費用を必要とし、もしくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（契約不適合責任）
第４１条　発注者は、引き渡された委託目的物が契約不適合であるときは、受注者に対し、目的物の手直し作業または代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は、履行の追完を請求することができない。
２　前項の発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。
（１）　履行の追完が不能であるとき。
（２）　受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
（３）　委託目的物の性質または当事者の意思表示により、特定の日時または一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
（４）　前３号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

（発注者の任意解除権）
第４２条　発注者は、事業が完了するまでの間は、次条から第42条の４までの規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。
２　発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（発注者の催告による解除権）
第４２条の２　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約および取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。
（１）　第４条第４項に規定する書類を提出せず、または虚偽の記載をしてこれを提出したとき。
（２）　正当な理由なく、事業に着手すべき期日を過ぎても事業に着手しないとき。
（３）　履行期間内に完了しないときまたは履行期間経過後相当の期間内に事業を完了する見込みがないと認められるとき。
（４）　正当な理由なく、第41条第１項の履行の追完がなされないとき。
（５）　前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

（発注者の催告によらない解除権）
第４２条の３　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。
（１）　第４条第１項の規定に違反して事業委託料債権を譲渡したとき。

（２） 第４条第４項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該事業の実施以外に使用したとき。
（３） この契約の目的を完了させることができないことが明らかであるとき。
（４） 引き渡された委託目的物が契約不適合である場合において、当該契約不適合が委託目的物を除却した上で再び実施しなければ、契約をした目的を達成することができないものであるとき。
（５） 受注者がこの契約の目的の完了の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
（６） 受注者の債務の一部の履行が不能である場合または受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達成することができないとき。
（７） 契約の目的物の性質または当事者の意思表示により、特定の日時または一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
（８） 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
（９） 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）または暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に事業委託料債権を譲渡したとき。
(10) 第43条または第44条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
(11) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。
ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時事業の委託契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員であると認められるとき。
イ 暴力団または暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
ウ 役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的または積極的に暴力団の維持もしくは運営に協力し、または関与していると認められるとき。
オ 役員等が、暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
カ この契約の履行に係る下請契約、資材または原材料の購入契約その他の契約の締結に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。
キ 受注者が、アからオまでのいずれかに該当する者をこの契約の履行に係る下請契約、資材または原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）において、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらず、受注者がこれに従わなかったとき。

第４２条の４ 発注者は、この契約に関し、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。
（１） 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第７条第１項もしくは第２項（独占禁止法第８条の２第２項および第20条第２項において準用する場合を含む。）、第８条の２第１項もしくは第３項、第17条の２または第20条第１項の規定による命令をし、当該命令が確定したとき。
（２） 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして独占禁止法第７条の２第１項（同条第２項および独占禁止法第８条の３において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による命令をし、当該命令が確定したとき。
（３） 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員または使用人）について刑法（明治40年法律第45号）第96条の６または同法第198条の規定による刑が確定したとき。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）
第４２条の５　発注者の責めに帰すべき事由により第42条の２各号、第42条の３各号または前条各号のいずれかに該当するときは、発注者は、前３条の規定による契約の解除をすることができない。

（受注者の催告による解除権）
第４３条　受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約および取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受注者の催告によらない解除権）
第４４条　受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。
（１）　第18条の規定により設計図書を変更したため事業委託料が３分の２以上減少したとき。
（２）　第19条の規定による事業の実施の中止期間が履行期間の10分の５（履行期間の10分の５が６月を超えるときは、６月）を超えたとき。ただし、中止が事業の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の事業が完了した後３月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）
第４５条　受注者の責めに帰すべき事由により第43条または前条各号のいずれかに該当するときは、受注者は、前２条の規定による契約の解除をすることができない。

（解除に伴う措置）
第４６条　発注者は、この契約が事業の完了前に解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分および部分払の対象となった事業材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する事業委託料を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。
２　前項の場合において、検査または復旧に要する費用は、受注者の負担とする。
３　第１項の場合において、第34条の２の規定の適用による前払金または中間前払金があったときは、当該前払金および中間前払金の額（第37条の２の規定の適用による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金および中間前払金の額を控除した額をいう。）を同項前段の出来形部分に相応する事業委託料から控除する。この場合において、受領済みの前払金額および中間前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第42条の２から第42条の４までの規定によるとき、または次条第３項に規定するときにあってはその余剰額に前払金または中間前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第８条第１項の規定により財務大臣が決定した率の割合で計算した額の利息を付した額を、解除が第42条第１項、第44条または第45条の規定によるときにあってはその余剰額を発注者に返還しなければならない。
４　受注者は、この契約が事業の完了前に解除された場合において、事業用地等に受注者が所有または管理する事業材料、機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有または管理するこれらの物件を含む。以下この条において同じ。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、事業用地等を修復し、取り片付けて発注者に明け渡さなければならない。
５　前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、または事業用地等の修復もしくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、または事業用地等を修復もしくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分または修復もしくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分または修復もしくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

6　第４項前段および第５項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第42条の２から第42条の４までによるとき、または次条第３項に規定するときは発注者が定め、第42条第１項、第43条または第44条の規定によるときは、受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第４項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。
7　事業の完了後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者および受注者が民法の規定に従って協議して定める。

（発注者の損害賠償請求等）

第４６条の２　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。
（１）　履行期間内に事業を完了することができないとき。
（２）　委託目的物が契約不適合であるとき。
（３）　第42条の２または第42条の３の規定により、委託目的物の完成後にこの契約が解除されたとき。
（４）　前３号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないときまたは債務の履行が不能であるとき。
２　次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害の賠償に代えて、受注者は、事業委託料の10分の１に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
（１）　第42条の２または第42条の３の規定により、委託目的の完了前にこの契約が解除されたとき。
（２）　委託目的の完了前に、受注者がその債務の履行を拒否し、または受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。
３　次の各号に掲げる者がこの契約を解除したときは、前項第２号に該当するときとみなす。
（１）　受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
（２）　受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
（３）　受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
４　この契約および取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由により第１項各号または第２項各号のいずれかに該当するとき（前項の規定により第２項第２号に該当するときとみなされる場合を除く。）は、第１項および第２項の規定は適用しない。
５　第１項第１号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、事業委託料から出来形部分に相応する事業委託料を控除した額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第８条第１項の規定により財務大臣が決定した率で計算した額とする。

（賠償の予約等）

第４６条の３　受注者は、この契約に関し、第 42 条の４各号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、事業委託料の１０分の２に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。事業が完了した後も同様とする。
２　前項の規定は、発注者に生じた損害の額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、発注者がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

（受注者の損害賠償請求等）

第４６条の４　受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、この契約および取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由により当該各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
（１）　第43条または第44条の規定によりこの契約が解除されたとき。

（２） 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないときまたは債務の履行が不能であるとき。

２　第32条第２項（第38条において準用する場合を含む。）の規定による事業委託料の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第８条第１項の規定により財務大臣が決定した率で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

（契約不適合責任期間等）

第４６条の５　発注者は、引き渡された委託目的物に関し、第31条第３項または第４項（第38条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から２年以内でなければ、契約不適合であることを理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求または契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

２　前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠その他の当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合に係る責任を問う意思を明確に告げることで行う。

３　発注者が第１項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項および第６項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合であることを知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から１年が経過するまでに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

４　発注者は、第１項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等をすることができる。

５　前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意または重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。

６　民法第637条第１項の規定は、契約不適合責任期間については、適用しない。

７　発注者は、委託目的物の引渡しの際にその委託目的物が契約不適合であることを知ったときは、第１項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等をすることはできない。ただし、受注者がその委託目的物が契約不適合であることを知っていたときは、この限りでない。

８　引き渡された委託目的物が契約不適合である場合において、当該契約不適合が支給材料の性質または発注者もしくは監督職員の指図により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等をすることができない。ただし、受注者がその材料または指図の不適当であることを知りながらこれを報告しなかったときは、この限りでない。

（火災保険等）

第４７条　受注者は、委託目的物および事業材料（支給材料を含む。以下この条において同じ。）等を設計図書に定めるところにより火災保険、その他の保険（これに準ずるものを含む。以下この条において同じ。）に付さなければならない。

２　受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券またはこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。

３　受注者は、委託目的物および事業材料等を、第１項の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を発注者に報告しなければならない。

（情報通信の技術を利用する方法）

第４８条　この約款において書面により行わなければならないこととされている催告、請求、通知、報告、申出、承諾、解除および指示は、法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

（契約費用）

第４９条　本契約の締結に必要な費用は、受注者の負担とする。

（補則）

第５０条　本契約に定めるもののほか必要な事項については、滋賀県財務規則（昭和５１年滋賀県規則第５６号）に定めるところによるものとする。

２　本契約に定めのない事項および本契約の内容の解釈につき相違のある事項については、本契約の趣旨に従い、甲と乙が誠実に協議の上、これを解決するものとする。